

○議長 小田 武人君

2 番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

2 番、松岡です。今回ですね、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず 1 件目なんですけれども、自治区活性化の支援についてであります。町では、「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」を目指して、現在、第 5 次芦屋町総合振興計画後期基本計画が推進されているところであります。前回の定例会において、私は住民とともに進める協働のまちづくりについて一般質問を行ったところであります。その趣旨は、協働のまちづくりのためには、現行の自治区担当職員制度の効果的な運用の促進を図り、まずは自治区が元気になることが必要であると考えたからであります。自治区が疲弊した状況であれば、協働のまちづくりなど、成し得るわけがありません。ましてや総合振興計画をつくっても、なかなか進まないのが実情でありましょう。

そこで今回は、率直に自治区活性化の支援について、これを焦点に当ててお伺いいたします。

初めに、町は自治区活性化の意義や支援の重要性をどのように捉えているかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

地方分権、地方創生といった新たな自治体運営が求められる現代においては、町と住民とがまちづくりに関する情報を共有し、一人一人の持つ知識や知恵、感性などが十分に活かされるまちづくりが重要となっています。このような認識のもと、町と住民とが住民参画によるまちづくりの基本理念を共有し、協働のまちづくりを進めるため、住民参画まちづくり条例を定めました。

このような中、芦屋町では、第 5 次総合振興計画において、7 つの基本目標を掲げ、その 1 つに、「住民とともに進めるまちづくり」を掲げました。この目標を達成するためには、協働のまちづくりを積極的に展開する必要があり、またその推進には、地域コミュニティの醸成が不可欠です。そして、その核となるのが自治区と認識しております。その自治区の活性化のため、組織として自治区活性化促進会議があり、自治区での活動を支える財源として、自治区活性化交付金による支援も行っているところです。また、町職員の意識改革の必要性もあわせて、自治区担当職員制度による人的支援を行うなど、自治区の課題解決につながる支援を継続しているところがあります。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今、答弁がありましたように、私と認識は一緒だと思います。やはり、自治区が元気である。これが全てに町のですね、まちづくりに貢献しているのじゃないか。原動力はあくまでも自治区であるということは、認識が一致したかと思います。それでさきの町長の平成 29 年度施政方針に、住民との協働のまちづくりを進めるためには、住民自治を高め、住民の皆さんが自らの地域の課題に取り組むことができる仕組みや意識啓発を図ることが大切であると方針が示されております。それではですね、今、認識は一致したわけですがけれども、それでは町は、自治区はどういう姿であるべきかと認識しているのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

町が思い描く自治区ということですので、自治区の住民が地域のつながりを大切にしながら、お互いを助け合い、それぞれの区の将来像を目指して活動して、自治区民の意見を町政に反映することで、誰もが住んでよかった、訪れてよかったと言える、豊かで暮らしやすい協働の町というふうになることが、自治区と町の理想の形と考えおります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

主から概略的な話ですがけれども、私はやはり自治区のあるべき姿というのはどういった状態かというのは、常にですね、町としてもモニターをしていただきたいと思います。これについては、現在、自治区の担当職員制度に基づいて、そういった自治区の状況については逐次モニターは進められているかと思うんですけども。私が考えるにですね、自治区とは、やはり人材がそろっておらなければならない。これについてはリーダー、それからリーダーを支える役員ですね、担い手の方々、それから組織が機能していることが重要かと思います。これはそういった役員の方との連携のもとにですね、そういった運用組織が確実に機能しているというようなことだと思います。

それから、やはり自治区ですがけれども、今、加入率がかなり低下している中で、自治区の総体として見れるかどうかというのは、非常に疑問なところはありますけれども、自治区としては形而上・下の総体であると。要するに住民の代表の組織が自治区であるという認識が必要じゃないかなと思われま。

それと、前回個人情報の取り扱いについて、私、適正化についての質問をさせていただきましたし

たけれども、やはり地域の活動においてはですね、そういった情報についての共有化が図れるような個人情報の取り扱いについてはですね、過敏な反応でなくして、適切な取り扱いが求められると思います。それと重要なのは、あくまでも、やはり資金ではないかと思います。各自治区についてはですね、公民館等がありまして、活動の拠点はある程度確保できているかと思います。そのほかですね、地域にかかわる関係団体とのネットワークの構築、これについても包括ケアのところでも考えられるんですけども、そういったチームワークの連携が非常に重要になってくる。こういった自治区として必要なですね、機能なり確保すべき要件というのをしっかり見据えていかなければ、地域の問題は解決できないじゃないかなと思います。

今、申し上げましたように、前回の定例会の中で自治区担当職員制度の進捗状況をお伺いいたしました。現在ですね、ステップが 1 から 2 ということで、逐次その効果も現れてきてるかなとは思いますが、私自身ですね、そういった自治区の活性化ということがあって、これに関しての成果を早急に求めたところでありましたけれども、前回の定例会で、町長のほうから成果を求めるのは時期が尚早であると。これについてはですね、5 年、10 年と長期にわたって、そして経験した職員が次の職員に伝えるということであるという答弁でありました。しかしながら、私はですね、私は現状のままの支援では、この自治区は立ち行かないんじゃないかというふうに考え、危惧しておるわけです。社会情勢や個人のライフスタイル、価値観の変化などに伴い、自治区においては、住民の自治区に対する関心の希薄化などから、自治区加入率の低下や後継リーダー、役員、活動の担い手が不足しているのが事実じゃないかと思います。こういった中で、町は、自治区の喫緊の課題をどのように捉えておられるのかお伺いいたします。また、その要因は何と考えておられるのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

町では、平成 26 年度から自治区担当職員制度を始めておりまして、まずはステップ 1 ということで住民と職員と顔見知りになろうというようなことで、町民体育祭を初め、各地区の行事に顔を出して、それがもう 3 年目になっております。また、昨年からはステップ 2 ということで、それぞれの地域に職員が会議等に行っていてですね、それぞれの地区の課題等の掘り起こしを行っております。

その自治区ごとに抱える課題というものはさまざまでございますけれども、芦屋のみならず、全国的にも共通している課題は加入率の低下及び高齢化による担い手不足が課題と考えております。これらの要因として、区への加入があくまでも任意加入であること、また防犯・防災、環境問題、高齢者福祉など地域での解決が必要な課題が増大、多様化する中で住民の高齢化等による

平成 29 年第 1 回定例会（松岡泉議員一般質問）

担い手の減少により、区の活動に多大な負担感を感じている方が多いことが挙げられるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今、答弁がありましたように、認識は一致すると思うんですね。やはり、自治区として喫緊の課題としては、自治区の加入率が非常に低迷している。それと、やはりリーダー、役員の担い手がですね、不足して活動がどうにもうまくいかないといったところではないかということで、認識は一致するわけですけども。先ほどの町長の施政方針の中にもですね、今後とも住民同士のコミュニケーションを高める自治区の活性化や加入率向上のため、自治区活性化事業交付金による財政支援を行うとともに、自治区活性化促進会議などを通じて自治区活動の支援を進める。というふうにあったわけですけど、そう言いながら、なかなか進んでいる姿が見えないんですね。担当職員制度でありますけども、先ほど申しましたように、長期化をもってその成果を求めていけばいいという町長のお考えも示されたところでもありますので。そういうことでもありますけれども、私はやはり、そういう意味からしたら、この重要なですね、2つのテーマに関してはですね、支援策をさらにですね、行政側から後押しをするべきではないのかというふうに思えるんですけど。これについてですね、町はこの自治区の人材育成や加入率の向上に関する支援についての取り組みについては、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

加入率の低下及び高齢化による担い手不足が芦屋町の課題の一つというふうに考えておりますけれども、町としては、財政的支援として自治区活性化交付金の交付、人的支援として、自治区担当職員制度に取り組み、協働のまちづくりを進めるため、全ての職員が地域活動に参加して、町民の自主的な地域づくりをサポートしております。担い手不足というのは、自治区だけではなく老人会や子ども会、PTA等でもよく聞いておる話でございます。

しかし、地域にはさまざまな特技や職業経験を持ちながら、活動に踏み出されていない方が多く存在すると言われております。隠れた人材を掘り起こすには、その地域の中で声をかけていただいて、勧誘等を行うなど、そこそこの、それぞれの地域の実情に応じた工夫が必要ではないかというふうに考えております。そのような人材を、自治区の活動の中で経験を経て、次の担い手になってもらう、地域が求める人材育成ではないかというふうに考えております。

また、先ほども言いましたけれども、自治区が抱える課題はさまざまでございます。それぞれの区のニーズにあった活動や行事等を実施することも有効であると考えます。子供さんが多い区であれば、主人公は子供たち、高齢者が多い区であれば主人公は高齢者というような取り組みを充実することも有効な手段と考えますし、元気の出る区になるのではないかと考えております。

町としては、自治区活性化の支援として、財政的支援である自治区活性化交付金の交付並びに人的支援である自治区担当職員制度に取り組んでおります。平成 27 年度は延べ 164 名、28 年度は参加者数の多い地域一斉清掃や町民体育祭が雨のため中止となりましたことでもありますけれども、125 名の参加となっております。町としては、これらの取り組みを今後も継続することで自治区活性化の支援に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

自治区のほうにもですね、今、答弁があったように、潜在する資源は人的資源ですよ、そういった方があるんじゃないか。ないところもあるとですね、自治区によっては。もうほとんど高齢者の方という形で、なかなかそういった人材を掘り起こしするのが難しいといった自治区もあるんじゃないか。全ての自治区で同じようなことは言えないかと思うんですけど。ただ、そういった人材を潜在する資源をどのように登用するか、そういったところが自治区で考えてくださいね。自治区の自助努力ですよ。そう言ってもですね、なかなか進まないのが実態じゃないかなと思うんですね。そうしたときに、前に進まないときに、やはり後押しがいると思うんですよ。それはやはり、町としての責務だろうと思うわけですね。やはり先ほどの認識でも一致しましたように、町が発展するには自治区だということをさっき確認したわけですね。そういうことを勘案すれば、やはり自治区が進まないという現状にある限りはですね、後押しをするのがやはり町であるわけです。ただ全てにですね、このみずからが自分の地区を発展させていくと。自治を自分でやるということでもありますけれども、やはりそこにつなげるまでは、町のやっぱりサポートがなければ、なかなかそれは難しいんじゃないかなと思います。

それで人材なんですけれども、今までと違って自治区のリーダーというのが、今までと同じかというところじゃないと思うんですね、私は。つい最近のリーダーというのは、非常にやっぱり求められる能力・資質というのが、今までになく多様化しているというか、求められるものが多いんじゃないかと思うんですね。1 つは、例を挙げるとすれば、関係するステークホルダー間のコーディネートをやったりとかですね、そういったこと。それから関係者、非常に多くの方がおられて意見も多様化する中でですね、その意見をまとめて一定の方向に進めるようなビジョンと

かコンセプトとか持つとかなければならない。といったときに、自分の価値観とか、そういう能力がかなり問われるんじゃないかと思うわけです。そういった中でですね、自治区のほうが人材がいないと。区長さん悩んでおられて、じゃあどうしようかということで、周りを見渡すと、やはり人材を育てなくちゃいけないので、何か手段はないか、方法はないかと考えておられるかと思うんです。そう思って課題があるということでは認識されているんですけども、その打開策、足を踏み出す、そこまでは至っていない。そういうところだと思われるわけですね。自治区によってはですね、その、やはり担い手について危惧している先進地はやっぱりたくさんあります。インターネットで見たらわかるようにですね、実際ですね、ここにありますが、これは札幌市のものなんですけど。札幌市の市長さんですね、やはり町内会が頑張らないけん、町内会元気に担い手育成塾というのを計画しています。テーマをちょっと御紹介しますけども、広報誌作成の方法を学ぼう。2つ目、会計や個人情報の取り扱いについて。新たな情報発信、基礎編、これ応用編もあったかと思うんです。地域の意見集約についてどうあるべきか。こういった4テーマについて、28年度で担い手育成塾を開催しています。1講座50名限定無料であります。そういったことで、先進地においては、次の担い手をどうするかということを実際に考えているというんですよ。やっぱり、人材育成が全てだと私は思っているんですが。そういうことで、札幌ではこういったですね、取り組みをやっておるんです。

それですね、お伺いしますけども、町としてですね、自治区の人材育成に伴うカリキュラムの作成支援、それとですね、OFF-JTになるかと思うんですが、そういった人材が学べるような講演会、研修会、講演会そういったものにですね、斡旋ができないかどうかお伺いしたいんですが。この件よろしく願いいたします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

将来の区の人材育成ということですけども、先ほどもちょっと申しましたけれども、将来の区長さん候補とか役員候補さんとかについては、地域に隠れたさまざまな方が、まずはいらっしゃると思います。その人材の掘り起こしについては、地域の方が主体となっていただきたいというふうに考えております。そのような人材を、その自治区活動の中で経験を得て、その地域が求める人材育成を行うということも必要ではないかと思っておりますし、町としては、財政的支援や人的支援に取り組んでおります。そういった中で区長会等々も協議しながら、こういった手法、自治区と協議しながら、自治区の後押しと言いますか、支援を今後もしていきたい、継続していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

町としてはですね、十分な支援をやってますよって、今、答弁があったんですけど。それから、掘り起こしは自治区が主体となってやるべきですよ、という話ですよ。現在ですね、町のその自治区活性化交付金要綱がありまして、これの限度額が一応 700 万です。そのうちの約 200 万前後だと思わんですけども、区長会が管理して、それぞれあと 500 万程度を自治区の活性化の各事業に充ててくださいということで、加入者に応じた世帯数割の金額が配賦されている。一番多いところでも、花美坂になるかと思うんですけど、四十数万円ですね。区長会から出されています計画を見ますと、どうなってるかと言うと、711 万くらいの計画策定。それは、やはり 700 万の要綱があって、限度額が定めておりますので、700 万円を自治区活性化交付金として受け取るとすれば、そういった計画が出てくるのは当然のことだろうと私も思うわけですよ。しかし、本当にそれで足りるのかということなんですよ。

今、先ほど申しましたように、自治区の人材を育てようと思った場合には、必要なですね、OFF-JT、または OJT、自己啓発もあるでしょうけれども、そういったものを活用しながら併用してですね、自治区のリーダーとして必要な人材をつくっていかねばならないと思うんです。人づくりでありますので、非常にお金がかかるかと思うんですけども。そうした場合はですね、芦屋町のそういった人材育成に充てる、適用できるお金というのは、資金というのはこの自治区活性化交付金しかないですね。町ですね、見ますと、人材育成事業補助金交付要綱というのがありますが、これがなかなか活用はされてないみたいですけど。県とか国の補助をいただいた残りの分を町が 4 割補助する。だから、手出しが若干いるような状況、これは、あくまでも事業に関してになっていますので、今回の自治区の人材育成については、資金がないというような状況であります。区長会の計画によりますと、人材育成のための研修会の計画も、一応、計画上は計上されています。しかし、誰が行っているかと言うと、それは現在の役員の方たち、または区長さんです。じゃあ、その人たちの後継者はどうかと言うと、そういった機会には恵まれておりません。そういう意味からしたらですね、私は 700 万足りる、足りないということじゃなくて、ひよっとすると足りなくなることがあり得るかなということなんですよ。そうした場合にはですね、この新たな交付金制度というのは考えることはできないでしょうか。ちょっとそのあたりをお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

先ほどからの同じような回答になりますけれど、その自治区活性化交付金につきましては、競艇場の収益から 700 万をいただいて、これを区の活動資金ということで区長会のほうに交付しております。この内容については区長会のほうに任せておるわけでございますけれども、今は主に区の活動であったり、区の加入の啓発活動であったり、そういったことに区長会で利用されておりますけれども、そこの人材の育成ってということもそこの必要性だったりとか、どういったものをするというようなことは、今後協議しながら区長会とも検討していきたいというふうに考えております。できればこの 700 万も、すみません、申しわけないですけど、このまずは 700 万円の中でというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

どうしても形骸化するので、私は言いよるわけですけど。やっぱり必要経費というところを勘案していただいてですね、是が非でもですね、町が元気づくため、地域を元気づけるためにもですね、やはりそういった資金源というのが一番重要だと思うんですね。それを確保できなければ、新たな取り組みも、自治区としては発案してもできない。やる気がなくなってくると思うんですね。私は先ほど言いましたが、この 700 万円で足りればいいのですが、足りないような状況ですね、区長会から申し出があったときはですね、やはり町としてもですね、じっくりと検討していただいてですね、できる、できないがあるかと思いますが、予算経費もかかってくると思うんですけど。しかしながら、人材育成というのは、やはり町の宝づくりというか、財産になるわけですので、全く、当初の意味も含めて考えればですね、全く無駄なことではないと思います。人づくりですので。

先ほど課長のほうからですね、人材の掘り起こしは自治区のほうが主体ですよということがありました。私もその通りでありますけど、先ほどから申しておりますのは、それをできていないのでサポートしてやってくださいということなんですね。掘り起こしは難しいですよ、なかなか。今までできていれば、ちゃんと人材がおるわけですから。それができないでいるわけですね。やり方としてはですね、取り組み、いろいろなところを調べてみたら載っているのはあつてですね、掘り起こしのそういった取り組みをやっている自治区もたくさんございます。若者が参加しやすいきっかけの接点づくりとか、他の組織の連携をやって人材を確保するとかですね。それから、活動が負担にならないように。こういったのはちょっと消極的ですけども、役員の任期をちょっと少なめにして交代していこうとか。若者を役員として登用するというようなことも考えていきたいというところで掘り起こしをやっているんですけども。

平成 29 年第 1 回定例会（松岡泉議員一般質問）

私は、先ほどお金のことばかりちょっとまた言って、町長から苦言があるかも知れませんけれども、極論なんです、これちょっと私もわからなくて、今は費用弁償で会議なんかに出ると費用弁償をいただくわけで。公務員についてはほか行政、執行部の皆さんはそういったところに出て行ったり、議員が研修会に行くとそういった費用弁償があるかと思うんですけど、一般のこういった人材登用するためとか、育成するためにカリキュラムを設けてですね、そういった場合の OFF-JT の中で研修会に参加した時の費用弁償とかいったものは、仕組みとしては、これはつukれないものなんですか。お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

町が出す費用弁償、いわゆる旅費ですよ。これについてはいわゆる特別職というんですか、非常勤の特別職に対するということでございますので、いわゆるそういう任意の団体の中で特別職でない、いわゆる町の附属機関の場合はですね、そういう制度があつてその中で運用しておりますが、そういう附属機関でないところについては、今、町の規定がないというふうを考えております。ただ任意の団体の中で、そういうことをやられているところはあるかもしれません。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

答弁で言われましたように、極論で制度的にできる、できないというのがあるのかなと思います。

町の取り組みとか、そういった関係の団体等でですね、いろいろな雑誌をつくっていたりとか、取り組みを真剣に考えている先進地がございます。室蘭市です。平成 23 年 2 月に市ので、連合長会協議会と市の生活環境都市部の活動推進課が中心となつてですね、加入促進マニュアル、こういったものをつくっております。中身が非常によくつてですね、どのようにして声かけをし、また皆さんに加入していただくかというやり方とか、活動についてのやつが小冊子にまとめてあります。この中にもですね、実例が書いてありまして、これを読んでみますと、その取り組みにおいてですね、そこにおる住民のみなさん全員がですね、加入したという事例が載っています。中身ですけど、加入の前からですね、勧誘前から広報紙を配付していたとかですね。それから民生児童委員が毎日熱心に登校時の児童・生徒を見守つて、子供と顔なじみになっていたと。時期的に子供の参加する行事が続いたこと。私これが重要なことだと思つてはいるんですけど、時期的に子供の参加する行事が続いたこと。ほとんどの世帯に学童・児童がいる。親密感が

生まれた。経費をですね、一時的に下げたらしいですね、自治区の会費ですね、3,600円から3,000円に。それから、住民の勤務状況などを考慮して、会館などに集まっての説明会は開催せずに、個別に対応する方法で周知を図ったことなどということで、加入を進める区長会にとってはですね、こういった事例を見てですね、調整していかなければならないと思うんですけど。

先ほどから加入促進についての、町の支援についてちょっとお伺いしたところでありますけども、最後にですね、こういったですね、先進地がつくっております加入促進マニュアル、それからヒント、活動のヒントとかですね、横浜市なんかでも結構いいのつくっているんですけど。いつも私、行政の皆様には御迷惑かけるんです。こういったものはつくれないですかと言ってですね、いつもお聞きするわけですけど。自治区のほうで、本来はプロジェクトチームとかそういった中で作成すればいいかと思うんですが、何せそういった人的戦力もないと。またはノウハウもないといったところなので、行政の皆様には大変御苦勞をかけるんですが、そういった加入促進マニュアルの作成、加入促進の支援、それから加入促進の啓発活動。これは区長会が夢中になって、下で頑張って啓発活動されたりとか、ちょっと一時期見とったんですけど、あれがずっと継続していないというか、イベントに行っても、そんなに加入促進の札を見るようなことがなかなかありませんね。それとですね、関係団体がおられて、いろいろなイベントもあるわけです。特に、今、先ほど言いました子供のイベントというのは、私は大きなポイントじゃないかなと思っているんですけど、そういったときに、やっぱり加入促進の啓発活動をアピールしていったほうがいいと思っているんですが。これについて、町の加入促進の支援のバックアップについての、こういうことをやっていこうというのがございましたら、お願いしたいんですが。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

松岡議員が先ほどから言われている地域が元気がないのは疲弊しているというところですけども、やっぱりその時代の変化と言いますか、住民ニーズが多様化している。従来からの活動が今とマッチしているかどうかというのは、区長さんも初め、役員さんもそういった不安といいましようか、そういったものは皆さんお持ちじゃないかと思っております。また、昔は広報によって、行政情報というのを皆さん認識していたと思いますけれども、今の若い人はスマホなどで、ホームページで情報を得たりすることもあるので、そんなやっぱりライフスタイルと言いますか、価値観が多様化して、それも高齢化等もあり、従来からのレクリエーション活動等々の参加者もどんどん変わってきているのではないかと思っています。そんな現実、区の方がどうしたらいいんだろうかというような思いがあって、元気がなくなっているというか、頭を悩ませているん

じゃないかと思っています。町としては解決策の一つとしてですね、区の負担の軽減も一つの要因ではないかというふうには考えております。ただ、そうは言いながらも、自治区が任意の団体であって、住民相互の親睦が目的とある、そんな中で行政と協働して、よりよい地域づくりをしようというようなことで、いろいろなことをお願いしている実態はございます。

ただ、ステップ 2、ことしからステップ 2 が自治区担当制で始まっております。まだ 30 区の中で 8 自治区でございますし、具体的な細かい協議内容等々もまだ全部把握しているわけではございませんけども、そういったステップ 2 の中で役場の職員が自治区の町民の中に入って行って、調整役となってですね、それぞれの区の課題であったりとか、今後どういうふうにするか、自治区担当制は最終的にはその自治区の計画を策定するというふうにしておりますので、そういった中で職員を調整役として区の支援をしていきたいというふうに考えております。そういったものが自治区加入率の回復になればというふうにも考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

ともかくにも、いろいろ町のほうにお伺いしましたけども、先ほど申したとおり行政側に負担を強いるわけですけど、自治区活性化のためにいろいろな応援をしていただければというふうに思います。

2 件目に移りますが、高齢者などのためのサービス窓口の整備についてでございます。

地域包括支援センターは、高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として、平成 18 年度から保険者に設置が義務づけられました。福岡県介護保険広域連合では、当初、支部ごとに設置しておりましたが、平成 24、25 年にかけて、構成市町村に設置することとなり、芦屋町では平成 24 年 4 月に福祉課に設置されました。当該センターは、平成 26 年 9 月の時点で、全国で 4,557 カ所、設置保険者は 1,579 保険者でありました。また、ランチ、これ窓口ですね、窓口だけを設置している保険者は 385 保険者、サブセンター、これ支所ですね、を設置している保険者数は 103 保険者の状況でありました。設置主体は、町営が 1,239 カ所、芦屋町も町営ですけども、全体の 27.2%、委託が 3,292 カ所 72.2% でありました。この委託の設置主体は、まず多いのが社会福祉法人、次いで社会福祉協議会、医療法人の順になっております。

高齢者が増大する中、事業も多様化しつつあります。高齢者の総合的な相談窓口となる地域包括支援センターの役割は、さらに重要さを増していると言えます。このような状況において、町は町民のニーズに応えるため、相談窓口の環境改善や業務のワンストップ化について、再検討す

平成 29 年第 1 回定例会（松岡泉議員一般質問）

る時期にあると私は考えております。

そこで初めにですね、この地域包括支援センターの役割や業務について、これについては、介護保険法、同施行令や同施行規則に定められておりますけれども、町が行っている当該センターでの業務内容、これについては違いがあるのかどうかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

地域包括支援センターは、議員御指摘のとおり、介護保険制度の改正によって平成 18 年度から設置が始まったものでございます。あわせて、平成 18 年 10 月 18 日に厚生労働省が地方自治法に基づいた技術的助言として発出した、「地域包括支援センターの設置運営について」に基づいて、各保険者が地域包括支援センターを運営しており、全国の自治体ともほぼ同じ業務を行っている認識しております。

本町の地域包括支援センターの業務について説明申し上げますと、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう保健・医療・福祉・介護に関する幅広い相談に応じ、必要な助言や指導を行う総合相談の窓口。高齢者の権利擁護や虐待防止のため、関係者との連携した取り組み。要支援者などへのケアプランの作成、ケアマネジャーや主治医、関係機関と連携し、高齢者へ適切なケアマネジメントが行えるよう支援を行っているほか、地域での体操教室やサロン事業などの介護予防事業を進めております。

なお、地域包括支援センターの設置方法は、社会福祉法人等への委託も可能とされておりますけれども、郡内各町や北九州市などの近郊の自治体では直営方式で設置されております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

平成 26 年 9 月に三菱総合研究所がですね、全国の地域包括支援センターの実態についてアンケート調査を行っております。その中でですね、独居高齢者等の見守りの実施体制についての調査が行われておりましたけれども、我が町では、この独居高齢者の見守りはどのように行われていきますか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、第一は民生委員、児童委員ですね。これらの方が独居高齢者の見守りということで、活

平成 29 年第 1 回定例会（松岡泉議員一般質問）

躍されておられるというふうに認識しております。

次に地域の方ですね、これは地域との関係性、自治区であったりとか隣近所であったりとか、そういう、いわゆる緩やかな関係性の中で、見守りが行われている。これは自治区活動も含んでおります。それから、老人クラブ連合会におきましては、愛の一声運動ということで、高齢者への見守りが進んでいます。このほか別に芦屋町におきましては、平成 27 年度からですね、いわゆる社会保障充実財源というものを活用しまして、うちのほうで保健師を 1 名雇用してですね、高齢者の方のお家を訪問してですね、実態を確認したりとか、いわゆる介護予防教室に勧奨したりとか、地域への参加、そういったものを促しながら高齢者宅を訪問している。これが芦屋町の現状でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今の答弁なんですけども、確認しますけども、当該センター所属の保健師さんが不定期に独居者の高齢者の見守りをやっている、ということよろしいですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ただいま申し上げましたとおり、平成 27 年度から保健師を 1 名雇用しておりましてですね、こちらが高齢者宅を回っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

データを見ますとですね、よその自治体についてもですね、不定期については、民生委員とこの地域包括支援センターの保健師さんですけど、やはり同等ぐらいの割合でセンターがこの業務を担ってやっているというような回答が出ているそうであります。

それとですね、緊急連絡先の把握について、これなんです、このデータによりましてですね、この包括支援センターで 77% ぐらいが把握しているというふうにデータが出ているんですが、我が町では、緊急連絡先の独居者の方の把握は行われておりますか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

実態を申し上げますと、ケース・バイ・ケースでございます。例えば、過去に地域包括支援センターに相談に来られたケース。そういったものにつきましては、私のほうで個別カードをつくらせていただきます。これはもう取り扱い注意でつくっているんですけど、この中でいろいろなことをお聞きしながらですね、緊急連絡先というものを把握しております。

それから、避難行動要支援者名簿ですね、こういったものの作成につきましても緊急連絡先ということで、個人情報を取得させていただいて、機会あるごとに今後とも見守り、そういった継続的な支援が必要な方については、積極的に緊急連絡先というものを把握していったような状況でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

何でそんなちっちゃなことを聞いているんだということなんだと思うんですが。私は何を言いたかったかと言いますと、同センターのですね、業務がかなりふえているんじゃないかと。福祉課長のところは非常に煩雑な業務をやっておられるんじゃないかなと、私は認識したわけなんです。そういうことで、今までになくですね、この地域包括支援センターというのは、業務がふえて煩雑化してきているんじゃないかなということを確認したかったわけですが。

それではですね、現在ですね、関係職員の方なんですが、第 1 号被保険者数がですね、3,000 から 6,000 未満の場合、これについては、施行規則のほうで定めているかと思うんですが、我が町は、町長がこの前言われていましたけど、高齢者が、高齢化率が 30% 近くになってきたから、もう大変よって言われましたよね。人口は 1 万 5,000 切っていますので、それをまますると、4,000 名ぐらいの方が高齢者と。3,000 から 6,000 の中に入るわけですけど。これについての規定はどのようになっていますでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、議員おっしゃられたとおりですね、地域包括支援センター職員の配置につきましては、介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号イで規定されておまして、原則として保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を置くこととされております。また、地域包括支援センターの職員が担当する区域における第 1 号被保険者、いわゆる 65 歳以上の高齢者の数が 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき員数はということで、先ほどの 3 名はそれぞれ各 1 名とされていま

す。

本町の地域包括支援センターの職員は、町独自の福祉サービスなどを担う高齢者支援系の業務を兼任する保健師 2 名、それから社会福祉士 1 名、主任介護支援専門員 1 名で高齢者の総合相談や権利擁護などを担当しております。また、ちょっと先ほども説明しましたけども、27 年度から福岡県介護保険広域連合から別に交付される社会保障充実財源を活用して、保健師 1 名を雇用し、高齢者宅を訪問して、実態調査、それから認知症対策を進めています。ほかに、要支援者などに対して介護予防プランなどを作成する介護支援専門員が 2 名、地域包括支援センターの統括として管理者を 1 名置いております。兼任も含め、地域包括支援センターの職員は現在 8 名で、前述しました高齢者の総合相談や権利擁護を初め、介護予防事業などを推進しておる状況でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

最低限のですね、基準が設けられていまして、それ以外に厚労省のほうから、法律でですね、町の責務として業務に必要な職員を確保すると、これが義務づけられておりますので、所要の人数が確保できているということが確認をいただきました。

それでは平成 28 年の実績なんですが、当該センターでの相談件数の状況、対応状況についてお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

28 年 4 月から 1 月までの 10 カ月間に地域包括支援センターに寄せられた相談は 261 件で、既に 27 年度の 209 件を超えております。

相談の内訳は、介護申請や介護サービス、認知症者への対応や高齢者の生活支援などの総合相談が 215 件、成年後見制度や虐待対応などの権利擁護に関する相談は 14 件、介護支援専門員が抱える問題に関する相談が 26 件、住宅改修などに関する介護予防ケアマネジメントに関する相談が 6 件でございます。

次に相談者の区分について説明申し上げます。

一番多かったものは、家族からの相談で 97 件、次に介護支援専門員 41 件、次に民生委員・児童委員 34 件、その次に本人からで 32 件でございます。

地域包括支援センターに寄せられた相談につきましては、それぞれの専門職としての知見を生

平成 29 年第 1 回定例会（松岡泉議員一般質問）

かしながら対応しておりますが、認知症に関すること、虐待や成年後見に関する内容の場合、問題解決が長期化する傾向がございます。なお、28 年度において高齢者虐待に対する措置入所、成年後見制度申立ての技術的支援に至るまでの事例は発生していません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今の答弁のとおりですね、徐々に相談のほうもふえているというところで、件数がかかりふえているし、相談の内容もですね、複雑化してきていることだと思います。相談者の当該センターの利用者の所見を聞くとですね、当該センターは福祉課内にありますから、あそこの入って左側で、パーティションを引いてですね、相談を受けながらといったところではないかと思うんですけど。所見を聞くとですね、役場の入り口付近に相談の窓口があるよ。余人の目にちょっと、が気になりますとか、そういった御意見があります。それから、住民課がその奥にありますので、人が出入りが多いわけですけど、落ち着いた雰囲気ではそういった相談も非常にしづらいというような御意見がございます。

認知症対策についてなんですが、厚労省の算定によりますと、2025 年、700 万人ぐらいになるだろうと。高齢者の 5 人に 1 人は発症するような状態になっているというように試算しております。町ではですね、認知症初期集中支援チームの設置を計画して、これについて対応しようという計画であるようです。そのほかですね、介護保険法の改正により、高齢者に対する総合支援事業が義務づけられております。社会情勢の変化による新たな事業の増大が当然考えられるわけです。そういった中で、今の陣容でふえつつある難題に地域包括支援センターは既存の状態で利用者に対してですね、適切なサービスが提供できると考えておられるかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

現状の業務評価としましては、厚生労働省より取り組み期限が定められております新しい総合事業や、認知症施策などの推進などの地域支援事業につきましては、福岡県介護保険広域連合内でも先行的に取り組みしているというふうに考えております。ただし 29 年 1 月にですね、閣議決定された次期介護保険法の改正のポイントを見ますと、確実に業務量がふえることが見込まれております。また、今後は町の高齢者、特に 75 歳以上の後期高齢者が多くなることを見込まれていることから、介護や医療、生活支援、権利擁護などの相談が多くなり、困難事例もふえることを見込まれております。

平成 29 年第 1 回定例会（松岡泉議員一般質問）

このようなことに対応するために、適時、人事当局と協議を行っておりますけども、今後とも職員体制の見直し、計画的な業務執行や業務委託により住民の皆さんに必要なサービスが提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

地域包括支援センターは高齢者等の相談窓口という特別な特質を抱えております。住民が相談しやすい環境づくりや相談にワンストップ化で応えられるような柔軟な対応機能を維持することが求められていると思います。

芦屋町のその施設を見ますとですね、出入り口付近にあって、パーティションの中でもってですね、相談をします。環境的にどうだろうか。あれ、どうかならないんですか、もう。やはりパーティションで、出入り口で相談をするような行政、どうなんでしょうかね。やっぱり見ているとですね、町の皆様はどのくらい大事にするかという気持ちがこもっていないと私は思いますね。そういうことでですね、福祉課内にあるということは、いろいろやっぱりワンストップ化ということで、メリットもあると思うんですが。これについては、検討する余地があると思うんですけれども。

この前、先般は久留米市に行きますと、人口的に、20 万か 30 万ですので、8カ所プラスの 1、今度追加する予定ですけども。そういうことでですね、皆さんの要望とか相談しやすいとか、そういうことを勘案すれば、このセンターを独自にですね、設置することを考えてもいいんじゃないかと思うんですね。業務とか、それから連携をする町の関係団体の方と相談しやすい、または今後ですね、高齢者の生活支援サービス事業を企画して行おうと、そういったところの取り組みとの連携も含めて考えていったりする場合にはですね、町の福祉課の、あのあたりで福祉だけの相談をやっていくようなことはなかなか難しいんじゃないかなと思うんですね。ただ、こういった外に出す場合、平等化が図れるか、公平化が図れるかといった、そういったこの包括ケアセンターのですね、支援センターのデメリットのほうもありますが、これについてはですね、どうかですね、私はどちらかという外でそういったものを設置したほうが良いというふう考えるわけですけど、この点、最後に答弁お願いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

議員の質問の要旨にランチという言葉も含めまして、ちょっと考えまして。外に出るとい

平成 29 年第 1 回定例会（松岡泉議員一般質問）

ことなんですけども。実は外に出ていた時期がございまして、それは中央病院内にあった「ほほえみほーる」ですね。ここは健康対策課というのがございまして、ここで高齢者の総合相談ということでやっていたんですけども、これではどうも高齢者の総合相談、ワンストップにならないということで 21 年 1 月に高齢者係を福祉課の中に取り込み、そして、障害者の担当、それから生活困窮者の担当ということで、この 3 つを 1 つの福祉課の中で対応するということですね、なりました。

これは、もう議員御存じだと思いますけども、高齢者というのはさまざまな問題を持っておられます。そして、その中でいわゆる高齢者、生活困窮の担当がいたりとか、障害の担当がいたりとかしますとですね、あそこで相談を受けるということはとても、利用者さんにとっては、まずワンストップということで、何度も説明しなくて済みますし、私どももすぐにアドバイスが早くできるということで、とてもメリットがございまして。ただ、これで全てが完結するものとは思っておりません。全国の地域包括支援センターの一つの役割は、アウトリーチ、いわゆる訪問するというのを役割として持っておりますので、プライバシーの件も含めて、それから早期対応も含めて、問題が生じればですね、すぐ現場に出向いて利用者さんというか、高齢者の方にお話を聞きながら問題解決を図っていくということで、窓口、それから訪問してとかいろいろなケース・バイ・ケースに応じて対応をやっていっておるような状況でございまして。

以上でございまして。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

時間がまいりましたので、これで終わりますけども、皆さんのサービスを向上に向かってですね、努力をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。